

◎新潟県告示第1042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越高田インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字黒田字前畑 336 番 4 から	新	7.0～15.8メートル	729.1メートル
同市大字下馬場字一枚田277番まで	旧	7.0～15.2メートル	727.7メートル

備考 路線の重用

一部区間県道後谷黒田脇野田停車場線と重用